

判決年月日	平成24年7月17日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10098号		
○ゴルフゲーム模擬装置の引用発明に、情報処理装置に関する技術、及び対象物に再帰反射体を用いて検出する技術を適用することに、阻害要因があるとした事例。			

（関連条文）特許法29条2項

審決は、本願発明「ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置」は、ゴルフゲーム模擬装置の引用発明（ストロボスコープの発光時及び非発光時の映像信号の差に基づいて情報の算出を行う）に刊行物2、3記載の技術を適用することにより容易想到とし、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

本判決は、引用発明のゴルフボール、ゴルフクラブに刊行物3の再帰反射体を取り付けた場合に、ストロボライトをどのように配置しても、再帰反射体からの反射光を2台のCCDカメラの両方に入射させることはできないし、再帰反射体を採用したことによって安価な構成で検出精度を高めることが可能となるという本願発明の効果も得られないから、引用発明に刊行物3記載の技術を適用することには阻害要因がある、

刊行物2記載の技術は対象物体に色マーカーや発光部を取り付けることを想定していないものであり、他方、刊行物3記載の技術は入力手段に再帰反射部材を取り付けるものであって、両者は、再帰反射部材の取付けについて相反する構成を有するものであるから、引用発明に刊行物2、3記載の技術を同時に組み合わせることについては阻害要因がある、
として、審決を取り消した。